

市有財産の売却に係る

入札説明書

(令和6年度第2回)

松山市理財部管財課

はじめに

○松山市では、紀尾井町戦略研究所株式会社が運営する KSI 官公庁オークションのインターネット公有財産売却システムを利用して、次の市有財産を一般競争入札により売却します。

○この一般競争入札は、入札者のうち、松山市があらかじめ定めた予定価格以上の最も高い金額で入札した方に売却するものです。

○一般競争入札への参加を希望する方は、この「入札説明書」をお読みのうえ、参加してください。

売却物件一覧表

区分 番号	物件 番号	所 在 地	地目	地積 (㎡)	用途区域	予定価格 (最低売却価格)
R6-2-1	1	愛媛県松山市浅海原 甲 542 番 1	宅地	577.04 (公簿)	都市計画区域外	722 万円
R6-2-2	2	愛媛県松山市浅海原 甲 603 番 6	雑種地	413.05 (実測)	都市計画区域外	261 万円
R6-2-3	3	愛媛県松山市中須賀三丁目 2916 番 52	宅地	140.84 (公簿)	市街化区域 第1種住居地域	812 万円
R6-2-4	4	愛媛県松山市新浜町 1103 番、1198 番 1	宅地	1,565.00 (公簿)	市街化区域 第1種住居地域	3,537 万円
R6-2-5	5	愛媛県松山市中村四丁目 410 番 2	宅地	217.56 (公簿)	市街化区域 第1種住居地域	1,956 万円
R6-2-6	6	愛媛県松山市南斎院町 915 番 12	宅地	150.86 (公簿)	市街化区域 第1種住居地域	927 万 100 円
R6-2-7	7	愛媛県松山市南吉田町 1854 番 42	宅地	131.07 (公簿)	市街化区域 第1種住居地域	493 万円

1 入札参加の申込み

入札に参加するためには、KSI 官公庁オークションの「インターネット公有財産売却システム」（以下「公有財産売却システム」）上に参加仮申込みの登録を行ったうえ、松山市に対し、「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」等

(以下「申込書」という。)を提出し、所定の額の**入札保証金**を松山市に支払うことが必要です。

(1) インターネットでの仮申込期間

令和7年1月15日(水)午後1時から令和7年2月4日(火)午後2時まで

(2) 参加申請書類の提出期間(本申込)

令和7年1月15日(水)午後1時から令和7年2月4日(火)午後5時まで

※郵送の場合は、令和7年2月4日の消印有効です。

2 現地下見会

現地説明会、現地案内は行いません。各物件の位置図等を参考に各自で物件をご覧ください。

3 入札及び開札(KSI 官公庁オークションサイト)

入札日時

令和7年2月18日(火)午後1時から令和7年2月25日(火)午後1時まで

※入札は1回しか行うことができませんので、ご注意ください。

4 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から10日以内に「市有財産売買契約書」を松山市と取り交わすものとします。所定の額の**契約保証金**を松山市に支払うことが必要です。(入札保証金を充当することもできます。)

5 売買代金の支払い

売買代金の残額(契約金額－契約保証金)の支払いは、契約締結の日から起算して30日以内の日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)までとなります。

6 所有権の移転等

登記手続きは松山市が行いますが、登録免許税等を負担していただきます。

売買代金の残額が支払われ、必要書類がそろってから、移転登記に3週間程度を要します。

1 入札参加の申込み

(1) **参加仮申込み**

入札に参加するためには、インターネット上で KSI 官公庁オークション(公有財産売却システム)の各物件ページから、定められた期間内に住所、氏名等を入力することにより、参加仮申込みの登録を行ってください。(事前に会員登録が必要です。詳しくは公有財産売却システム上でご確認ください。IDとパスワードの管理は厳正に行ってください。)

○参加仮申込み受付期間

令和7年1月15日(水)午後1時から令和7年2月4日(火)午後2時まで

※上記期間を過ぎると登録ができず、入札に参加できません。

(2) **申込書の提出**

上記の参加仮申込みの登録を行った方は、下記必要書類を提出してください。

申込方法

1. 直接受付場所へ持参
2. 郵送（申込締切日の消印有効）

提出書類

1. 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
※（入札等の権限を代理人に委任する場合には、委任状を添付してください。）
2. 住民票（個人の場合のみ提出）
3. 印鑑登録証明書
4. 市町村が発行する身分証明書（個人の場合のみ提出）
5. 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合のみ提出）
6. 役員等一覧表（法人の場合のみ提出）
7. 誓約書

（注）共同入札の場合・・・共同入札を希望される方は、共同入札者全員の住所と氏名を連署した申込書を提出し、共同入札者全員の住民票、印鑑登録証明書、市町村が発行する身分証明書及び誓約書を提出してください。

○受付期間

令和7年1月15日（水）午後1時から令和7年2月4日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※郵送の場合は、令和7年2月4日の消印有効

○受付場所

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2 松山市理財部管財課

電話 089-948-6255

(3) **入札保証金の納付**

入札前に、入札保証金を納めていただく必要があります。

松山市が送付する納入通知書で、松山市指定金融機関等に納付してください。

入札保証金の額が不足する場合は、入札が無効となりますので注意してください。

落札者の入札保証金は、売買契約締結後に返還又は契約保証金への充当を選択することとなりますが、落札者以外の方の入札保証金は、入札終了後に返還の手続きを行います。

原則として、**令和7年2月17日（月）**までに松山市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

(4) **入札参加申込み資格**

申込みは、個人、法人を問わず行うことができますが、次のいずれかに該当する方は、申込みできません。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する方
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する方
3. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

4. 日本語を完全に理解できない方
5. 松山市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
6. 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない方

2 現地下見会

現地説明会、現地案内は行いません。各物件の位置図等を参考に各自で物件をご覧ください。お住まいが物件から遠く、ご覧になることが難しい場合でも、物件を現状のまま引受けることを前提にお申込みいただくことになります。

3 入札及び開札

(1) 入札の日時

入札日時

令和7年2月18日（火）午後1時から令和7年2月25日（火）午後1時まで

※入札は1回しか行うことができませんのでご注意ください。

(2) 入札手続き

公有財産売却システム上で行います。

○入札に当たっての注意事項

公有財産売却システム上で公開している「誓約書」及び「松山市インターネット公有財産売却ガイドライン」を熟読し、同意のうえで入札に参加してください。

(3) 開札、落札者の決定

○開札

開札は、入札終了後直ちに公有財産売却システム上で行います。

○落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入札金額が松山市の定める予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、落札価格で入札をした者が2者以上あるときは、直ちに公有財産売却システム上のくじ（自動抽選）によって落札者を決定します。

4 契約の締結

(1) 契約の説明

落札者決定後には、落札者に対して必要な書類を交付します。

(2) 契約の締結

○契約の締結期限

落札者は、落札決定通知書の発送日から10日以内に、別紙市有財産売買契約書により、松山市と売買契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結しない場合は、落札は効力を失い、入札保証金は松山市に帰属します。

○費用の負担

売買契約書に貼付する収入印紙等、契約の締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

5 売買代金の支払い

売買代金は、契約締結の日から起算して30日以内の日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに納付しなければなりません。納付の際に、契約保証金を売買代金に充当する場合には、売買代金と契約保証金の差額を納付することになります。

6 所有権の移転等

（1）**売買物件の引渡し**

売買物件の所有権は、売買代金全額の支払いが完了したときに移転するものとし、同時に現状のまま物件の引き渡しがあったものとします。

（2）**所有権の移転登記**

契約に基づき、所有権移転登記と同時に買戻特約登記を設定します。

所有権の移転及び買戻特約登記は、売買代金全額の支払いが完了し、必要書類等がそろった後、買受者からの所有権移転登記請求書の提出により松山市が手続きします。なお、これらの登記に係る登録免許税及び住所証明書等の登記に要する費用は、買受者の負担となります。

売買代金の残額が支払われ、必要書類がそろってから、移転登記に3週間程度を要します。

7 その他

（1）物件の引渡しは現状のまま行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。

（2）売買契約締結後、売買物件に品質、数量の不足、その他契約の内容に適合しないことを発見しても、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、第7条に定める引渡しの日から2年間は、この限りではありません。

また、契約書に定める用途制限を厳守してください。

（3）建物の建築等の際には、建築基準法等の法令、愛媛県、松山市の条例等による制限や負担金等が必要となる場合がありますので、事前に関係機関に相談し、確認のうえで入札に参加してください。